

【事案Ⅲ－３】火災共済金請求

・ 2025 年 1 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、申立人が所有する自宅（マンション物件）の居室で給排水設備事故による損害が発生したとして、共済金 418,000 円を請求したが、被申立人が共済金支払対象外であるしたことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

「被申立人は申立人に対して火災共済金 418,000 円を支払え」との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 2024 年 1 月に、申立人は下階から「水漏れしている」との報告を受け、修理業者による調査を実施し、シンク下の水道の水漏れ原因部品を交換した。さらに床の開口工事を伴う床下の調査を実施したが、水たまりはなく、水抜きは不要であった。
- (2) 申立人は修理業者の見積書にもとづき共済金を請求したが、経年劣化を理由に支払対象外とされた。しかしながら、同環境にある給湯器の給水管には劣化がないため、水道の水道管は水漏れによる劣化と思われる。
- (3) 申立人は、約款・事業規約にある「給排水設備に生じた事故または被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水または溢水による水ぬれ（自然災害によるものを除く）」に該当すると判断するが、被申立人は「水ぬれによる修理が対象」、「階下に被害を出した水漏れを止める工事は修理ではない」とし、支払不可とした。
- (4) 以下の理由から、支払対象外と判断した被申立人の決定には不服である。
 - ① 給水設備の劣化・老化の水漏れではないこと
 - ② 約款・事業規約に書かれていないにも関わらず、支払対象外としたこと

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との裁定判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 鑑定会社に対し、申立人の提示した工事見積書等にある内容が支払対象の「水ぬれによる損害」に該当するか否かを確認したところ、「①給水管の破損はキッチン裏壁内の破損で、床面に水ぬれはあったが内装造作復旧工事は特に行われていないこと」「②床下の開口は水ぬれの有無を確認する目的の作業であったこと」が判明した。よって水ぬれによる損害の復旧が、工事に含まれておらず、共済金の

支払対象外と判断したものである。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件の争点は、修理業者の見積書記載の漏水原因箇所修繕等工事代金が共済金の支払事由として約款・事業規約に規定する「給排水設備に生じた事故による漏水等による水ぬれ」によって生じた損害に該当するかであるが、鑑定会社の調査結果、また申立人の陳述から、本件居室には漏水等による水ぬれは生じていなかったと認められることから、申立人の請求は認められないと判断したものである。